

富士電機 E & C グループ 腐敗防止ポリシー

当社グループは、「富士電機 E & C グループ企業行動憲章」において、「法令その他社会的規範の遵守」および「公正な商取引」等を掲げております。また、「国連グローバル・コンパクト」に賛同し、「腐敗防止」の分野を含む10原則を支持しております。

腐敗行為に関与することは、罰金・懲役刑といった刑罰が科されるにとどまらず、社会的信用の失墜を招き、企業の存立基盤を揺るがすおそれのある行為です。

当社グループは、腐敗防止の取り組みを進めていくために、当社グループで働く全ての役員および従業員を対象として、「富士電機 E & C グループ腐敗防止ポリシー」（以下、「本ポリシー」といいます。）を定め、腐敗防止に努めていきます。

第1条（目的）

本ポリシーは、当社グループの役員および従業員（当社グループの社員・嘱託・パート・アルバイトおよび当社グループに派遣されている派遣労働者その他の当社グループの指揮命令に服して就業する者をいいます。以下においても同様です。）が、国内外を問わず、腐敗行為および腐敗行為に加担する行為の防止を徹底することを目的とします。

第2条（法令の遵守）

当社グループは、事業活動を行う各国・地域に適用される腐敗行為防止に関する法令を遵守します。

第3条（腐敗行為の禁止）

当社グループは、自らの役員および従業員に対し、国内外を問わず、また、直接・間接を問わず法令に違反して腐敗行為（注）に関与することを禁止するとともに、より広く公正な事業慣行を促進し、平和・公正かつ持続可能な社会の実現への貢献に努めます。具体的な行動基準は以下のとおりとします。

（注）腐敗行為とは、贈収賄、詐欺、横領、違法な政治献金、不正競争、インサイダー取引、マネー・ロンダリング、利益相反取引などを含み、権限を濫用して不正な利益を得る行為と定義します

1 贈収賄の禁止

「贈収賄」とは、自分の都合のよい待遇を得る目的で公務員または取引先などの第三者に対して金品等の賄賂を贈る、不正な報酬を得る、またはその約束をする行為をいいます。

当社グループは、「贈賄防止ポリシー」に基づき、法令または社会通念上不適切な接待や金品の贈与および受贈を禁止します。

2 詐欺の禁止

「詐欺」とは、事実について偽り、相手を欺くことをいいます。

当社グループは、事業の遂行にあたって取引先等に対して、詐欺行為を行うことを禁止し、また、詐欺という誤解を招きかねない発言・行動を慎み、真実かつ正確な情報を提供するなど、取引先との公正な取引の実施に努めます。

3 横領の禁止

「横領」とは、自分が保有している他人の所有物を自分のものとして使用する等の消費行為を行うことをいいます。

当社グループは、横領行為その他他人の所有を不法に侵害する行為を禁止します。

4 不当な政治献金の禁止

不当な政治献金を行うことを禁止し、政治との癒着という誤解を招きかねない行動を慎みます。政治献金を行う際には関係法令を遵守し、健全かつ透明な関係作りに努めます。

5 公正かつ自由な競争の維持

当社グループは、独占禁止法等の法令、これに関係する政令・ガイドライン等を遵守し、優越的地位を濫用して不当に取引を行う、不当に取引条件を変更するなど取引先に不利益を与える行為および談合等公正な取引・競争を阻害する行為は行いません。

6 インサイダー取引の禁止

職務上知り得た未公開の情報を利用して自己の利益を図るインサイダー取引を禁止します。

当社グループは、社内ルールに基づき、グループの役職員によるインサイダー取引（内部者取引）を未然に防止します。

7 マネー・ロンダリング（資金洗浄）の禁止

当社グループは、犯罪行為から生じた収益に関わる取引、テロリストに資金を供与する取引、各国政府等が取引を禁じた者との取引に関与するなど、マネー・ロンダリングに関与することを禁止します。

8 利益相反取引の禁止

当社グループは、原則として会社の利益を犠牲にして、自己または第三者の利益を図るための直接または間接的な取引をさす利益相反取引およびその他職権濫用行為を禁止します。

利益相反が懸念される場合には、取締役会の承認等、法令および内部の規程に則り必要な手続きを行います。

第4条（腐敗防止体制の構築・運用）

当社グループは、腐敗行為の未然防止に向け、「富士電機E&Cコンプライアンス・プログラム」(注)に基づき、役員および従業員の日常業務における留意事項を定め、常に実践し、

内部監査およびルールの周知徹底に向けた教育を定期的に行うとともに、「富士電機E & C 通報制度」の積極的活用により、腐敗行為の早期発見に努めます。当社グループの役員および従業員は、本ポリシーに違反した腐敗行為および腐敗行為と思われる行為を発見した場合には、速やかに会社に報告するものとします。

また、これらの取り組みについて、コンプライアンス委員会で半期毎にレビュー、見直しを行い、取締役会、監査役に報告いたします。

(注) 富士電機E & Cコンプライアンス・プログラム

当社およびグループ会社を対象とし、事業活動における全ての規制法令に関する4側面(1. 社内ルールの策定・周知徹底、2. 規制法令・社内ルールの遵守状況の日常監視、3. 前掲1、2の遵守状況の監査、4. コンプライアンス教育)をまとめたもの。

第5条 (会計記録)

当社グループは、適用される会計ルールに従い、取引、収入、支出その他の資産の処分の正確かつ合理的に詳細な記録を維持・保存します。

第6条 (適用範囲)

本ポリシーは、当社グループの全ての役員および従業員に対して適用されます。また、当社グループの事業活動に関わる全てのビジネスパートナーに対しても、本ポリシーへの理解・協力を求めます。

制定：2024年10月31日

改訂：2025年2月3日